

【新設】(帳簿書類その他の物件の意義)

9-5-9 法第 55 条第 3 項第 1 号イ又はロ(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に掲げる帳簿書類その他の物件とは、同項各号の取引が行われたことを明らかにする、又は推測させる一切の帳簿書類その他の物件で同項の内国法人が保存しているものをいうことに留意する。

【解説】

1 本通達においては、本措置による損金不算入の対象外となる当該事業年度の前価の額(以下「前価の額」という。)並びに当該事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額(以下「費用の額等」という。)の基因となる取引が行われたことを明らかにする帳簿書類その他の物件、又は一定の場合に本措置による損金不算入の対象外となる当該取引が行われたことを明らかにし、若しくは推測させるための帳簿書類その他の物件の意義について明らかにしている。

2 令和 4 年度の税制改正において、法人が、隠蔽仮装行為がある事業年度又は無申告の事業年度において主張する簿外経費の存在が帳簿書類等から明らかでなく、課税当局による反面調査等によってもその簿外経費の基因となる取引が行われたと認められない場合には、その簿外経費の額を損金の額に算入しないこととされた(法 55③)。

ただし、次の場合に該当する前価の額又は費用の額等については、本措置による損金不算入の対象外とされている。

(1) 次の帳簿書類等により前価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合(災害その他やむを得ない事情により、その取引に係るイの帳簿書類の保存をすることができなかったことをその法人において証明した場合を含む。)

イ その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類

ロ 上記イの帳簿書類のほか、その法人が一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件

(2) 上記(1)イ又はロの帳簿書類等により、前価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他その取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合(上記(1)の場合を除く。)であって、その相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、その取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

3 上記 2 のとおり、上記 2 (1)又は(2)の場合に該当するためには、上記 2 (1)イ又はロの帳簿書類その他の物件により、前価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかとなり、又は当該取引が行われたことが推測される場合に該当する必要があるところ、この場合の「帳簿書類その他の物件」とは、取引が行われたことを明らかにする、又は推測させる一切の帳簿書類その他の物件で法人が保存しているものをいうことを留意的に明らかにしている。

したがって、帳簿、取引の相手方との間で授受した請求書や領収書等のほか、法人が取引に関して作成した電子メールやメモ等についても、

これに該当し得ることとなる。